

NPO法人化方針（案）

1. 会員のあり方

NPO法人における会員の定義は、以下の原則に従うこととする。

正会員は個人会員のみとし、個人会員登録に制約はつけない。

行政機関および民間企業など法人は、当NPOの事業を賛助する賛助会員とする。

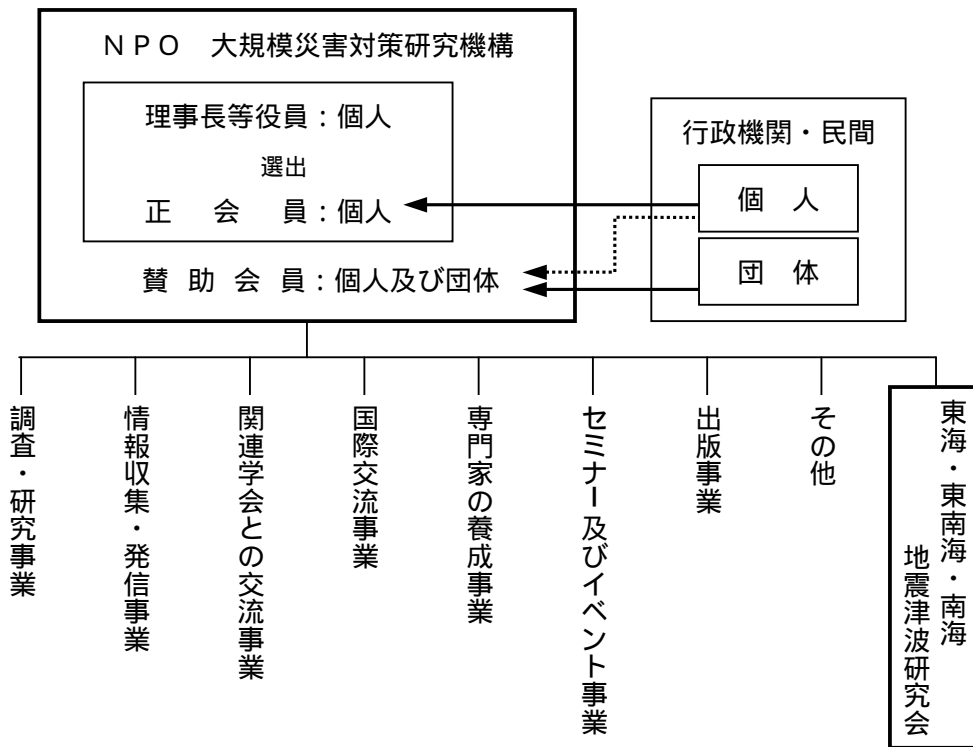
会員の資格について法律上は特段の制限規定を置いていないものの、行政機関・民間企業など法人を正会員としないのは以下の理由による。

行政機関は、本来NPOのような市民が行う自由な社会貢献活動を支援する立場であること。また、国や地方公共団体は当NPO法人に対する委託業務を発注することがありうることなどから、これらが正会員になることはなじまないと考えられる。

国及び地方公共団体からNPO法人が受託する中に民間企業など法人が正会員として存在した場合、受託業務をめぐって法人内での利害関係が生じ、運営に支障をきたす恐れがある。

2. 組織形態と現研究会との関係

組織のイメージは下図のとおり。



3 . N P Oが実施する事業と研究会が行う事業

N P Oと現研究会はそれぞれの性格にふさわしい事業を行うこととする。

研究会は、会員相互の研鑽や親睦を図るための分科会活動^{*})を中心として行う。一方、対外的な活動についてはN P Oがこれを行う。

具体的には、定款第5条^{**)}のうち 調査・研究事業は研究会が、以降はN P Oがこれらを担う。

*) 分科会活動

第1分科会(予測部会)

- ・津波予測や被害想定に関する既往の調査・研究成果を整理・評価したうえで、予測精度の向上に向けて現状の課題を整理し、より適切な津波被害想定を行うための方針や体制作りの検討を行うとともに、津波災害の啓蒙活動のための資料作成を行う。

第2分科会(被害抑止部会)

- ・東海・東南海・南海地震津波では、地震および津波により住宅や土木構造物など多くの構造物が被害を受けるものと考えられる。これらの構造物の耐震、耐水対策について検討し、被害を最小に抑止することを目標とする。

第3分科会(被害軽減部会)

- ・避難地・避難路の確保や、情報伝達体制の整備、救急救助体制の確立等のソフト対策を中心に、津波被害を如何に軽減するかを検討する。特に、情報伝達や事前の広報などの情報系、人間系に関わる部分を対象として、予報(情報伝達を含む)、防災教育・訓練、広報、の3点を検討対象とする。

第4分科会(広域連携部会)

- ・津波災害に対する被害を軽減するための対策として「津波対策に知恵を出し合おう！」をキャッチフレーズに、自治体・専門機関・民間企業・住民などが広域的に連携した防災訓練や身近で、かつ、実現可能なテーマについて、事例等を研究しながら論議を重ね、連携により得られるメリットや実現にあたっての問題点等を検討する。

**) 定款第5条

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の災害関連事業を行う。

調査・研究事業

情報収集・発信事業

関連学会との交流事業

国際交流事業

専門家の養成事業

セミナー及びイベント事業

出版事業

その他目的を達成するために必要な事業